ニ　別表第一区分番号Ｈ００２に掲げる運動器リハビリテーション料 ホ　別表第一区分番号Ｈ００３に掲げる呼吸器リハビリテーション料	
十三　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第一区分番号Ｉ００５に掲げる入院集団精神療法 ロ　別表第一区分番号Ｉ００８に掲げる入院生活技能訓練療法	同一日に、精神科作業療法又は認知症老人入院精神療法を行い、特定診療費を算定した場合には、算定できない。
十四　別表第一区分番号Ｉ００６に掲げる通院集団精神療法	介護医療院入所者については、同一日に、精神科作業療法又は認知症老人入所精神療法を行い、特別診療費を算定した場合には、算定できない。
十五　別表第一区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者については、認知症でない患者（別表第一区分番号Ｉ０１６に掲げる精神科在宅患者支援管理料を算定する者を除く。）に限り、算定できる。ただし、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けている患者については、当該サービスの利用を開始した日より前三十日の間に患家を訪問し、別表第一区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料を算定した保健師、看護師、准看護師、作業療法士又は精神保健福祉士が看護又は指導を行った場合に、当該サービスの利用を開始した日から三十日の間に限り、算定できる。
十六　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第一区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料 ロ　別表第一区分番号Ｉ０１２―２に掲げる精神科訪問看護指示料	介護老人福祉施設入所者については、認知症でない患者に限り、算定できる。
十七　別表第一区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料の注11に規定する加算が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者であって、特定施設若しくは地域密着型特定施設に入居しているもの又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けているものについては、算定できない。
十八　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第二区分番号Ｂ０００―４に掲げる歯科疾患管理料 ロ　別表第二区分番号Ｂ００２に掲げる歯科特定疾患療養管理料 ハ　別表第二区分番号Ｂ００９に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)（注２又は注６に掲げる場合に限る。）	入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
十九　次に掲げる点数が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。ここの場合において、別表第二に規定する点数であって、別表第二区分番号Ｃ００１―３に掲げる歯科疾患在宅療養管理料の算定を算定要件とするものの算定については、当該管理料を算定したものとみなす。
イ　別表第二区分番号Ｃ００１―３に掲げる歯科疾患在宅療養管理料 ロ　別表第二区分番号Ｃ００１―５に掲げる在宅患者訪問口腔（くう）リハビリテーション指導管理料	
二十　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第二区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ロ　別表第二区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料	介護老人福祉施設入所者については、末期の悪性腫瘍である患者に対して実施した場合に限り、算定できる。
二十一　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第三区分番号１０に掲げる薬剤服用歴管理指導料 ロ　別表第三区分番号１３の２に掲げるかかりつけ薬剤師指導料 ハ　別表第三区分番号１３の３に掲げるかかりつけ薬剤師包括管理料	入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、療養費を算定した場合には、算定できない。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合にあっては、この限りでない。
二十二　別表第三区分番号１４の２に掲げる外来服薬支援料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
二十三　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第三区分番号１５に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ロ　別表第三区分番号１５の２に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ハ　別表第三区分番号１５の３に掲げる在宅患者緊急時等共同指導料	入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
二十四　別表第三区分番号１５の３に掲げる在宅患者緊急時等共同指導料	介護老人福祉施設入所者については、末期の悪性腫瘍である患者に対して実施した場合に限り、算定できる。
二十五　別表第三区分番号１５の５に掲げる服薬情報等提供料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。

備考

一　この表において「法」とは、介護保険法をいう。

二　この表において「患者」とは、法第六十二条に規定する要介護被保険者等である患者をいう。

三　この表において「栄養マネジメント加算」とは、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の４のヌに掲げる栄養マネジメント加算をいう。